第四十条第一項中「経営資源活用新事業」を「中小企業経営資源活用」に改める。

第四十一条第二項第一号イ中「経営資源活用新事業」を「中小企業経営資源活用」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号イ」を「第一号イ」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号イに掲げるものに係る合併、事業の譲渡又は譲受けその他これらに準ずるものに関し仲介を行うこと。

第四十三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる情報に関しては、適用しない。

一　認定支援機関が第四十一条第二項第一号に掲げる業務（同号ロに掲げるものに係るものに限る。）及び同項第二号に掲げる業務（以下この号において単に「業務」と総称する。）を円滑に行うために独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言を受けることが必要な場合において、認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が独立行政法人中小企業基盤整備機構に提供する当該業務に関する情報

二　認定支援機関が第四十一条第二項第二号に掲げる業務（以下この号において単に「業務」という。）を円滑に行うために他の認定支援機関から情報の提供を受けることが必要な場合において、当該認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員が、当該他の認定支援機関の役員若しくは職員又は中小企業再生支援協議会の委員に提供する当該業務に関する情報

第七十二条第一項中「認定事業革新設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入事業者」に、「認定事業革新新商品生産設備導入計画」を「認定事業革新新商品生産設備導入計画」に改め、同条第四項中「認定経営資源活用新事業計画」を「認定中小企業経営資源活用計画」に、「経営資源活用新事業を」を「中小企業経営資源活用を」に改める。

第七十三条の二の見出し中「機構」を「指定金融機関等」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再構築等促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第七十五条第一項第八号中「事業革新設備導入計画」を「事業革新新商品生産設備導入計画」に、「事業革新設備を」を「事業革新新商品生産設備を」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　事業再構築等促進円滑化業務及び事業再構築等促進業務に関する事項　経済産業大臣及び財務大臣

第八十二条中「第七十三条の二第一項」を「第七十三条の二第二項」に改める。

第八十三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の九の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第二十四条の十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三十九条の四第二項又は第七十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第七十三条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十三条の次に次の二条を加える。

第八十三条の二　第二十一条の二第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項若しくは第四項の規定又は第二十一条の三第二項において読み替えて準用する同法第百六十九条第三項若しくは第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社の取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第八十三条の三　第二十四条の四第二項又は第二十四条の八第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役又はその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（事業再構築計画等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項及び第十一条第一項の規定により主務大臣に提出された計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準並びに旧法第十三条第一項及び第二項の規定による意見の陳述については、なお従前の例による。

2　事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新（以下この項において「事業再構築等」という。）に係るこの法律による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「新法」という。）第二十一条の二の規定は、この法律の施行後に新法第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項又は第十一条第一項の規定により主務大臣に提出される計画であって当該各項の認定（新法第六条第一項、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の変更の認定を含む。）を受けたものに従って行われる事業再構築等について適用する。

3　旧法第三十一条第一項の認定を受けた者に関する計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例、認定経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する中小企業者とみなす場合における特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（認定支援機関に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に旧法第四十一条第一項の認定を受けている者は、この法律の施行の日に新法第四十一条第一項の認定を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第四十一条第一項の認定を受けたものとみなされた者についての同条第五項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。